

修繕契約書

1 業務の名称 公の施設整備 0 8 0 1 業務 ふくしま県民の森地区

2 履行場所 安達郡大玉村玉井字長久保 地内

3 履行期間 令和 年 月 日から

令和 9 年 1 月 1 5 日まで

4 契約金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者 は、各々の対
等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従っ
て誠実にこれを履行するものとする。

(書面契約による場合)

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有す
る。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22
年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有す
る。

令和 年 月 日

発注者 住所 福島市杉妻町 2 番 1 6 号
福島県

氏名 福島県知事 内堀雅雄 印

受注者 住所

氏名 印

(修繕業務の仕様等)

第1条 受注者は、発注者の指示に基づき、頭書の契約金額をもって履行期限までに修繕業務を完了しなければならない。

(修繕業務の下請負)

第2条 受注者は書面による発注者の確認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(修繕業務の内容の変更等)

第3条 発注者は、必要があるときは、修繕業務の内容を変更し、又は、一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害を請求することができる。この場合の賠償額は発注者受注者協議して定める。

3 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第4条 受注者は、天災その他その責に帰すことができない事由により、履行期限までに修繕業務を完成することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(損害負担)

第5条 修繕業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

(検査及び引渡し)

第6条 受注者が修繕業務を完成したときは、遅滞なく発注者に対して成果品を添え完了の報告をしなければならない。

2 発注者は、前項の完了の報告を受けたときは、その日から10日以内に、提出された成果品について必要がある場合は検査しなければならない。

(修繕料の支払い)

第7条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きにしたがって修繕料の支払いについて請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに修繕業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとし、受注者は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第3条第1項及び第4条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする）から延長後の履行期限までの期日の日数に応じ、契約金額の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる）とする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により第7条第2項の規定による修繕料の支払いが遅れたときは、受注者は発注者に対してその遅延期日の日数に応じ、契約金額の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、修繕業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除権及び違約金)

第11条 発注者または受注者が各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約を誠実に履行しないとき、または履行する見込みがないとき
- (2) 受注者が発注者に対し、故意または重大な過失により、不法行為を行ったとき
- (3) 正当な事由により、発注者受注者いずれかから契約の解除の申し出のあったとき
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。第2条第6号に規定する暴力団員以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項第1号及び第2号に該当して、契約を解除したときは、受注者は違約金とし契約金額または契約解除部分相当額の10分の1の額を発注者に納付しなければならない。但し、前項第3号に該当する理由により、発注者からの申し出による契約の解除の申込があった場合、受注者は発注者に異議の申し立てをすることができない。

(談合による損害賠償)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他発注者が特に認める場合はこの

限りでない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の定めに関する疑義については、必要に応じ発注者受注者協議して定める。

(紛争の解決方法)

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。